

## 令和7年度首都圏放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱

### 1 実施の趣旨

近年、放置自転車は減少傾向にあるものの、駅周辺等一部の道路においては、未だに自転車が放置されており、改善が必要な状況となっている。

そこで、この問題を広く社会に訴えるため、首都圏各都県市町村（都の特別区を含む。）及び関係機関・団体は、相互に協力して、「首都圏放置自転車クリーンキャンペーン」（以下「首都圏キャンペーン」という。）を実施する。

### 2 実施の内容

#### (1) 首都圏キャンペーンの内容は、次のとおりとする。

各団体・機関の具体的実施内容は、地域の実情や役割に応じ、別途定めるものとする。

##### ① 広報活動

ポスターの掲示、チラシの配布、広報紙等への掲載、ラジオ・テレビ等の活用、駅頭での呼びかけ、大会の実施など。

##### ② 放置自転車の移動

各駅で実施する。

なお、移動対象車両、移動の手順、移動車両の返還・処分については、各市町村が従来から実施している方法で行う。

#### (2) 首都圏キャンペーンの実施にあたっては、各実施団体・機関は、「標語」「ポスター」について、原則として同一のものとする。

#### (3) 自転車安全利用に関する広報の実施

首都圏キャンペーンの実施にあたっては、自転車利用者の交通ルールの遵守とマナー向上を図るための広報を同時に行う。

### 3 実施のための連絡・調整

首都圏キャンペーンの実施にあたっての首都圏各市町村及び関係機関・団体との連絡調整事務は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、千葉市、川崎市、さいたま市、相模原市がそれぞれの地域ごとに分担して行うものとする。

### 4 実施時期

首都圏キャンペーンは、令和7年10月1日から11月30日までの間に実施するものとし、各都県市は、この期間内に強調期間を設けるものとする。

### 5 その他

2(1)及び(3)については、新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、基本的な感染対策は講じつつ、本キャンペーンの趣旨に沿って実施するものとする。